

第3次鳴門市男女行動計画 (鳴門パートナーシッププラン Ⅲステージ)

令和5年度 実施状況報告書



鳴門市

1. はじめに

1999年に制定された「男女共同参画社会基本法」において、男女共同参画社会の実現は21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題として位置づけられています。

我が国の現下の情勢をみると、少子高齢化と人口減少の進展に加え、新型コロナウイルス感染症拡大による生活環境や経済状況の変化等、これまでの社会構造が大きく変わりつつあります。このような状況において、社会の持続的な発展のためには、一人ひとりが、互いに人権を尊重し、多様性を認め、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することがより重要となっています。

男女共同参画に関する国際的な動きをみると、1975年に国連が女性の社会的地位の向上をめざして宣言した「国際婦人年」を契機に世界が大きく動き始め、2020年3月には、第64回「国連女性の地位委員会」がニューヨークの国連本部で開催されました。国連事務総長の声明では、ジェンダー平等に関するSDGs（持続可能な開発目標）のゴール5を達成し、北京宣言及び行動綱領の更なる推進をめざすことが宣言され、男女平等に向けた取組が積極的に進められています。

こうした国際社会の動向の中で、我が国では、2015年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が成立し、2020年12月には「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。また、多様な働き方を選択できる社会の実現を目指して、2018年6月には「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（働き方改革関連法）が成立するなど、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組は新たな段階に入っています。

しかしながら、2023年6月に発表された「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）」においては、我が国は146カ国中125位でした。主要7カ国（G7）の中で3桁の順位は日本だけであり、今回においてもG7最下位と不名誉な状態となっています。特に政治分野と経済分野における男女間の格差は深刻と言わざるを得ない状況であり、男女共同参画において取り組む課題は依然として多いと考えられます。

本市においては2016年1月1日に「鳴門市男女共同参画推進条例」を施行しました。また、2011年3月に第2次鳴門市男女行動計画「鳴門パートナーシッププランⅡ（セカンド）ステージ」を策定し、変化する社会情勢や人々のライフスタイルを勘案しながら、男女共同参画施策を計画的に実施してきましたが、計画期間の満了に伴い、2021年3月に令和3年度を初年度とする第3次鳴門市男女行動計画を策定し、同計画に基づき本市の男女共同参画社会の形成に向けたさまざまな施策を推進しています。

本書は、同条例第15条で規定する年次報告として位置づけ、7つの基本目標を実現するための事業について、令和4年度における事業評価および重点目標である「審議会等の女性登用率」の状況を取りまとめ、これをもって男女共同参画の進捗状況の把握に努め、PDCAサイクルを意識し、今後の施策へ反映していくものです。

2. 第3次鳴門市男女行動計画の基本理念と基本目標

本計画は「男女共同参画社会基本法」を根拠法とし、「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画として位置付けるとともに、「DV防止法」に基づく市町村基本計画として位置付けます。また、国や県の男女共同参画基本計画及び本市の「第六次鳴門市総合計画後期基本計画」をはじめ、本市の関連計画との整合性に配慮して策定しています。

計画期間 令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間

※なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により、適宜見直しを行う場合があります。

〈基本理念〉

共に認め合い 支え合う 誰もが笑顔で輝けるまち なる

基本目標① お互いを認め合うまち なる

男女共同参画意識の更なる醸成に向けて、その基盤である人権を尊重した意識づくりを引き続き推進するとともに、社会通念や慣習、しきたりの見直しなど意識の改革を促進します。また、男女共同参画の視点に立った教育や保育を推進するとともに、家庭や地域においても、生涯学習などを通じて、多様な学習機会の充実を図ります。

基本目標② 誰もが活躍できるまち なる(女性活躍市町村推進計画)

社会のあらゆる政策・方針決定過程の場において、女性の登用・参画を促進するとともに、女性のキャリア形成等能力発揮の支援に努め、人材の育成と活躍の促進を図ります。

働く場においては、誰もがそれぞれの個性や能力を発揮しながら自分らしく活躍できるよう、男女間の格差の解消や労働条件の改善など、企業等に対する男女共同参画への取組を推進します。

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に向けた取組を促進し、男女が共に家事や育児、介護に参加することができ環境づくりや子育て支援、介護支援の充実に取り組みます。また、地域活動や防災活動、国際活動における男女共同参画を促進します。

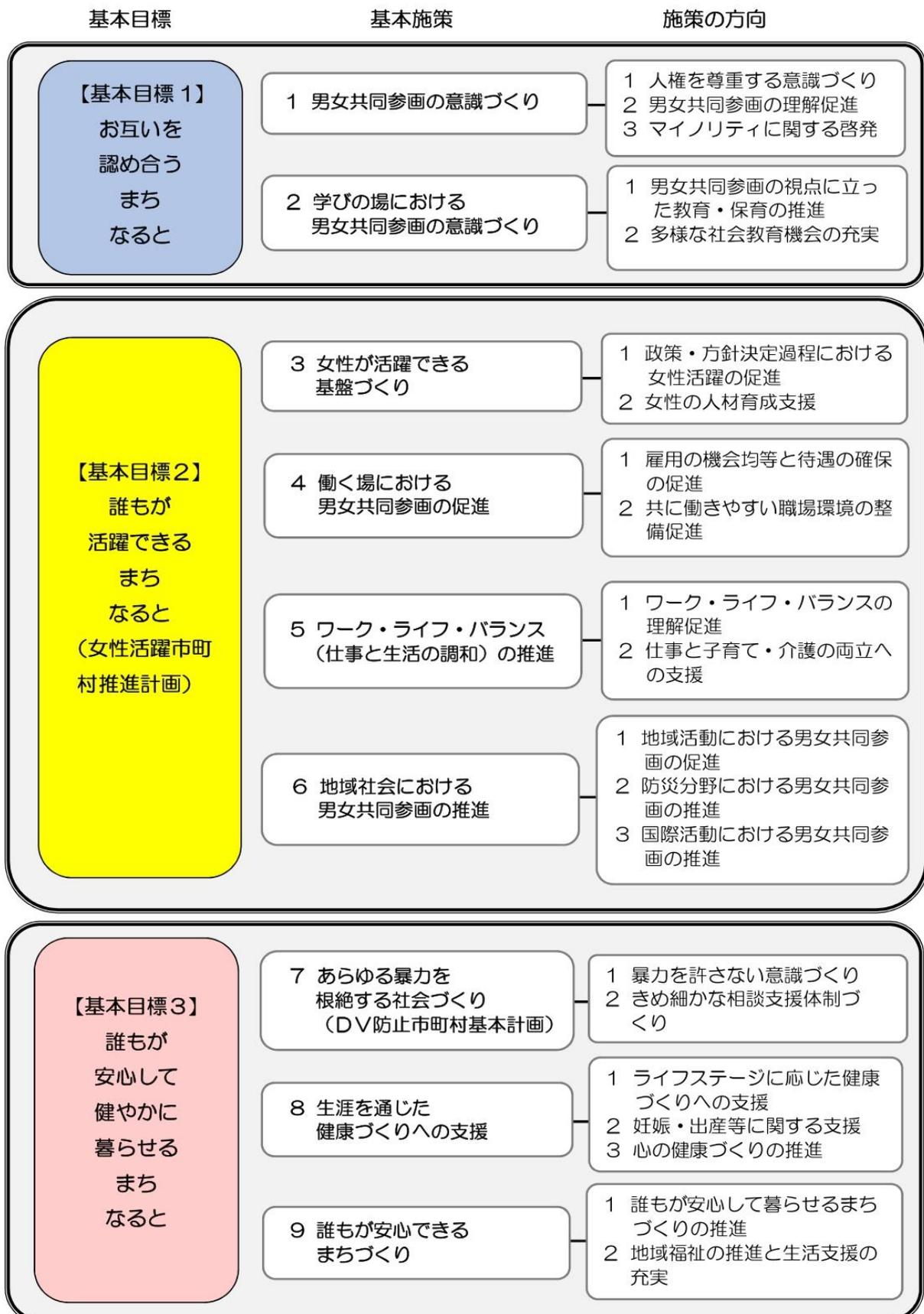
この基本目標②に係る取組は、「女性活躍推進法」に基づく「女性活躍市町村推進計画」として位置付けます。

基本目標③ 誰もが安心して健やかに暮らせるまち なる

さまざまな機会を通じて、あらゆる暴力の防止と根絶に向けた啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携し、被害者に対する相談支援体制の充実に取り組みます。これらに関連する取組を「DV防止法」に基づく「DV防止市町村基本計画」として位置付けます。

誰もが生涯にわたり健やかに過ごせるよう、健康づくりへの支援や妊娠・出産等に関する支援を促進します。また、地域共生社会の考え方に基づく地域福祉を推進し、誰もが安心して暮らせるまちづくりをめざします。

3. 第3次鳴門市男女行動計画の施策の体系



4. 事業評価方法と基本施策の方向

【事業評価方法】

第3次鳴門市男女行動計画は、市政のあらゆる領域に及び、推進にあたっては全庁的な取組を必要とするものです。このため、全事業について事業担当課による事業評価を実施し、取組の進捗状況や今後の課題について把握し、今後の施策へ反映していきます。

- A：取組目標を達成できた
- B：取組目標をおおむね達成できた
- C：取組目標をあまり達成できなかった
- D：取組目標を達成できなかった

【基本施策の方向】

基本施策1. 男女共同参画の意識づくり

一人ひとりが「個」を大切にしながら相手を思いやり、認め合いながら人権を尊重する社会の実現に向けてさまざまな啓発活動に取り組み、多様な媒体を活用した啓発や情報の提供を行い、男女共同参画への理解を促進します。

基本施策2. 学びの場における男女共同参画の意識づくり

子どもが、その個性や能力を十分に発揮できるよう、男女共同参画の視点に立った教育や保育を推進します。また、幅広い世代を対象とした男女共同参画に関する多様な学習機会の充実に努めます。

基本施策3. 女性が活躍できる基盤づくり

男女共同参画を推進する女性リーダーの育成に努めます。

基本施策4. 働く場における男女共同参画の促進

働く場において、誰もが能力を発揮する機会と公平な待遇が確保されるよう、企業等への周知や啓発を行い、家内労働者等の労働環境の整備や働きやすい職場環境の整備を促進します。

基本施策5. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や意識啓発に努め、男性が家事や育児、介護をすることへの理解や意識改革を促進するとともに、仕事と子育て・介護の両立を支援する体制の充実に努めます。

基本施策6. 地域社会における男女共同参画の推進

誰もが地域活動に主体的に参画できるよう地域活動への支援に努めるとともに、防災活動への男女共同参画を促進し、地域防災力の向上をめざします。また、国際理解や国際交流を推進し、外国人にとっても安心なまちづくりをめざします。

基本施策7. あらゆる暴力を根絶する社会づくり（DV防止市町村基本計画）

あらゆる暴力の根絶のための意識啓発を推進し、安心して暮らせるまちづくりをめざします。また、関係機関と連携して、被害者や関係者に対する相談支援体制の充実に努めます。

基本施策8. 生涯を通じた健康づくりへの支援

生涯にわたって健康に心豊かに暮らせるよう、乳幼児期、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等各ステージに応じた健康支援を推進します。

基本施策9. 誰もが安心できるまちづくり

誰もが安心して住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域で支える体制づくりを推進するとともに、相談支援体制の充実に努めます。

5. 事業評価

基本目標1 お互いを認め合うまち なる

【基本施策1】男女共同参画の意識づくり

1. 人権を尊重する意識づくり				
取組	令和4年度取組目標	令和4年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
市民への啓発 の推進	○人権や男女共同参画に関するセミナー、催事の場におけるパネル展示等を推進し、市民の意識の向上を図ります。	部落差別及びDVに関する人権セミナーを実施し、人権意識の向上に努めた。また、人権パネルの移動展示の実施により、市民に啓発を行った。	A (A)	人権推進課
職員への啓発 の推進	○人権問題啓発推進者養成講座、人権行政研修、男女共同参画に関する職員研修会など、職階ごとに求められる能力に応じた研修を実施します。	職階に応じた研修等を効果的に実施し、多くの職員が人権問題を再認識するとともに、人権啓発に必要な知識や技能の習得が図られた。引き続き、高い人権意識を兼ね備えた人材の育成を図るため、研修等の参加促進に努めるとともに、効果的な研修を実施する。	A (A)	人事課
	○部落解放・人権徳島地方研究会への職員参加を促し、人権意識の向上を図ります。	人権研修の一環として、部落解放・人権徳島地方研究会への職員参加を促し、職員の人権意識の向上を図った。	A (A)	人権推進課
2. 男女共同参画の理解促進				
取組	令和4年度取組目標	令和4年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
分かりやすい 情報提供と 啓発の推進	○男女を問わず、市民の活動や活躍を積極的に発信することで、男女共同参画への理解を深め、幅広い世代の社会参加につなげられるよう努めます。	広報などでは、人権問題、男女共同参画社会の実現に関する内容を掲載し、市民への周知を図った。今後も、さらなる社会参加の気運醸成のために、広報などやテレビ広報などで市民を取り上げる回数を増やすなど、構成内容を工夫し、性別を問わず幅広い世代の活動を伝えることで市民の社会参加につなげる。	B (B)	秘書広報課

取組	令和4年度取組目標	令和4年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
分かりやすい 情報提供と 啓発の推進	○鳴門市男女共同参画推進条例について、市公式ウェブサイトへの掲載や条例パンフレットの配布を行い、周知啓発を実施します。	はたちの記念式典などでの条例パンフレットの配布をはじめ、市内小学6年生が条例について学ぶタイミングに合わせ、条例パンフレットを配布し、幅広い世代に向けて周知啓発を実施した。	A (A)	人権推進課
男女共同参画 社会の気運 づくり	○条例などの内容を市民に分かりやすく伝えられるよう、紙面づくりや番組づくりを工夫し、男女共同参画社会の実現に向けた市民の理解促進を図ります。	インタビューなどを掲載する際には、性別による偏りが出ないように配慮し、取材や紙面作成をした。 条例や計画などの難しい内容については、文章だけで説明するのではなく、イラストや図表などを用いて分かりやすい説明を行い、市民の方に各種施策に興味をもっていただけるよう努める。	B (B)	秘書広報課
	○男女共同参画週間にあわせて図書館で図書の展示や条例パンフレットの配布を行い、男女共同参画社会の気運づくりを推進します。また、広報なると等で繰り返し周知、啓発を図ります。	男女共同参画週間にあわせて、鳴門市立図書館において特設コーナーを設置し、男女共同参画に関する図書等の展示やパンフレットの配布を行った。また、広報なると12月号に「鳴門市男女共同参画推進条例」についての記事を掲載し、周知啓発を図った。	A (A)	人権推進課
男性に対する 男女共同参画 の推進	○男性が家事や育児、介護などに参加しやすい社会を形成するために男女共同参画の周知啓発を行います。	従来『〇〇家作戦会議』のパンフレットを婚姻届の用紙と共に配布し、男性が家事や育児に参画することへの理解促進に努めてきた。妊娠・出産は家事分担を見直すタイミングであるため、令和4年度は新たに出生届の提出時にも配布することとした。	A (B)	人権推進課
3. マイノリティに関する啓発				
取組	令和4年度取組目標	令和4年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
社会的少数者 への理解促進	○部落差別をはじめとするさまざまな人権問題の解決において人権セミナーを実施し、啓発を行います。	水平社創立100周年をテーマとした人権セミナーを実施し、部落差別の解決に向けて理解を深められるよう啓発を行った。	A (A)	人権推進課

【基本施策2】 学びの場における男女共同参画の意識づくり

1. 男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進				
取組	令和4年度取組目標	令和4年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
子どもの頃からの意識の醸成	○「鳴門市就学前教育・保育モデルカリキュラム」を活用し、子どもたちが「自分」、「人」、「このまち」を肯定し、心豊かでたくましく生きる力の基礎を育むことができる就学前教育・保育を推進します。	「鳴門市就学前教育・保育モデルカリキュラム」を活用した就学前教育・保育に取り組んだ。 令和5年度においても引き続き、本カリキュラムを活用し、円滑な就学に繋げる。	A (A)	子どもいきいき課
	○各所・園・学校の教職員に鳴門市男女共同参画推進条例の周知を行い、基本理念に根ざした人権教育の充実と意識の醸成を図ります。	各所・園・学校の教職員に鳴門市男女共同参画推進条例の周知を行い、人権教育の充実と意識の醸成に努めた。	A (A)	学校教育課
学校等を通じた意識等の醸成	○林崎保育所において、子どもたちの成長を伝える「ふれあい新聞」を発行し、各家庭等に配布することで、保護者の人権意識の醸成を図ります。	林崎保育所において、日々の活動の中で子どもたちが自己肯定感や他者への思いやりの心を育てている姿を紹介する「ふれあい新聞」を発行し、保護者や関係機関への配布を行った。 令和5年度は公立保育所が1か所に統合されることから、新公立保育所である『鳴門市中央保育所』において事業を継続する。	A (A)	子どもいきいき課
	○リーフレットや啓発品の配布、人権に関する各種情報を積極的に発信し、学校・家庭・地域が連携した人権教育の推進を図ります。	学校だよりや学校(園)内の掲示物などを作成する際は、常に人権を意識した表現や内容を心がけた。 表現や内容を工夫し、より理解しやすい印刷物や掲示物の作成に努める。	B (B)	学校教育課
教職員の意識等の醸成	○各種研修内容や研修方法を工夫し、教職員一人ひとりが「わがこと」として人権意識や人権教育推進への意欲をもてるようにします。	令和4年度は、第二中学校区の幼小中学校が研究指定校として、研究実践を行うとともに、新転入・中堅教員、事務栄養職員対象の人権研修会を8月に実施し、人権意識及び男女共同参画推進への意欲の向上を図った。	A (A)	学校教育課

2. 多様な社会教育機会の充実

取組	令和4年度取組目標	令和4年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
社会教育・生涯学習機会の充実	○新型コロナウイルスの感染状況を注視しながら、可能な限りイベントを開催し、文化活動を通じた市民どうしの絆づくりを促進します。	令和4年度は、文化協会に関する事業を全て実施することができ、文化展、市展、芸能祭などの開催により、文芸活動を通じた市民どうしの絆づくりを促進した。	A (A)	文化交流推進課
	○各種学級の講座構成や内容について SDGsも取り入れ、課題意識をもった学習活動につながります。また、講座についての周知方法を工夫し、受講生の増員をめざします。 ○図書館のNPO 法人との共同運営を充実させ、サービス向上を図ります。また、「第4次子どもの読書活動推進計画」の目標達成に向けた取組を実施します。	()は令和3年度実績 高齢者学級 60件 1,053名 (44件 720名) 女性学級 60件 1,227名 (51件 810名) 成人学級 27件 332名 (32件 340名) 短期講座 15件 292名 (11件 270名) 出前講座 88件 2,904名 (103件 2,411名) 次年度も、SDGsを踏まえた学習内容を含め、課題意識をもった学習活動につなげる。また、第4次子どもの読書活動推進計画の目標達成に向けた取組を実施する。	A (A)	総合教育 人権課
市民への参加促進	○講座・講演会等の情報を収集し、広報紙や市公式ウェブサイト等を活用して周知や呼びかけを行い、市民の参加を促進します。	市の広報紙や市公式ウェブサイト、SNS、市民協働推進課前に設置した掲示板を活用し講演会等の周知・呼びかけを行った。 次年度についても、市公式ウェブサイトだけでなく、より多くの方が参加してみようと思えるようSNS等を活用した周知を実施する。	B (B)	市民協働推進課
国際理解の促進	○市民向けの外国語講座や異文化講座を開講し、国際理解を促進します。	市民を対象としたドイツ語講座及び中国語講座の開講や子供向けの中国に関するおはなしタイム、ドイツのクリスマスワークショップの開催などを通じて、国際理解を深める機会を創出した。	A (B)	文化交流推進課

取組	令和4年度取組目標	令和4年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
国際理解の促進	○男女共同参画に先進的に取り組んでいる国々の取組状況や国際的な動きなどの情報を収集し、広報等による市民への情報提供に努めます。	内閣府発行の「みんなで目指す!SDGs×ジェンダー平等」の冊子の提供や、各国の男女格差を示す指数であるジェンダー・ギャップ指数について市公式ウェブサイトにて情報掲載を行い、市民への情報提供を行った。	A (A)	人権推進課

基本目標2 誰もが活躍できるまち になると（女性活躍市町村推進計画）

【基本施策3】女性が活躍できる基盤づくり

1. 政策・方針決定過程における女性活躍の促進				
取組	令和4年度取組目標	令和4年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
女性活躍推進に向けた取組の充実	○女性職員の意識向上・次世代リーダーの育成を目的とした女性活躍推進研修を実施します。	女性職員がさらに活躍できる職場・組織づくりをめざすため、係長級以上の女性職員を対象に女性活躍推進研修を実施し、62名が受講した。 引き続き、研修等を通じて女性職員の意識向上を図るとともに、次世代の女性リーダーの育成に努める。	A (A)	人事課
	○ワーキンググループ委員会にて、女性の意思決定の場への参画拡大について課題や取組について検討します。	ワーキンググループ委員会にて、女性の意思決定の場への参画拡大の現状と課題について意見交換を行った。 今後もワーキンググループ委員会を活用しながら、女性の職業生活における活躍を推進するための取り組みを進めていくよう努める。	B (B)	人権推進課
鳴門市女性人材バンクの周知・啓発	○女性の人材情報を登録し、審議会等委員や講演会等講師候補者とする「鳴門市女性人材バンク」の周知・啓発を行い、登録者数の向上をめざします。	女性人材バンクの周知に努め、女性グループへの活動状況報告書の提出依頼時にチラシを同封するなど、登録者募集を行い、令和4年度は登録者数を4名増やすことができた。	A (B)	人権推進課

取組	令和4年度取組目標	令和4年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
審議会等への女性の登用促進	○あらゆる分野における政策・方針決定の場への女性の積極的な参画・登用の推進、啓発に努めます。特に審議会等における女性委員の登用率の向上をめざします。	P32 からの『数値目標の実績』を参照 審議会等における女性登用率の推移 令和元年:27.7% 令和2年:27.9% 令和3年:27.7% 令和4年:28.2% 令和5年:31.7% (各年4月1日時点)		全部局
あらゆる分野への女性の積極的登用の促進	○女性の声を広報活動に反映できるよう公募を図り、幅広い世代の女性がモニターに就任できるように努めます。	引き続き、広報モニターの男女比が均等になるように努めた。また、20代から70代の女性にモニターに就任してもらうことにより、幅広い世代の意見を取り入れた。	A (A)	秘書広報課
	○自治基本条例に掲げる市民参画と協働によるまちづくりの推進に向けて、市公式ウェブサイトやSNS等を活用し市民活動の周知・サポートに努めます。	各種団体の予定や活動を市公式ウェブサイトを通じて発信し、活発な自主活動が行えるように支援した。 次年度については、女性グループを含めた地域団体等がより活発な活動になげられるよう、市公式ウェブサイトやSNSを活用した広報面での周知や適切なサポートを継続していく。	B (B)	市民協働推進課
	○農協・漁協・徳島県と連携し、理事や役員への登用、各種研修会等への積極的参加を推進します。	農協・漁協・県と連携し、各種研修会等への参加についての周知を行った。また、農業委員等の募集を行う際、女性の登用についてJAと連携し推進を図ることができた。 今後も、農協・漁協・県と連携しながら女性の積極的参加の推進を図っていく。	B (B)	農林水産課
2. 女性の人材育成支援				
取組	令和4年度取組目標	令和4年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
女性リーダーの育成と活動への支援	○市内で活躍する女性グループ間の情報共有を図り、更なる活動の活性化を支援します。	女性グループ活動状況報告書を作成し、グループ間の情報共有が図られるように各グループの代表へ送付した。 高齢化やコロナ禍を理由に活動を停止・休止されるグループもあり、新しい女性グループを探していく必要がある。	B (B)	人権推進課

取組	令和4年度取組目標	令和4年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
女性リーダーの育成と活動への支援	○各種学級のひとつである女性学級の内容について SDGsも取り入れ、課題意識をもった学習活動につなげるにより充実を図り、受講生の増員をめざします。また、女性の資質向上を目的とした鳴門市婦人連合会の活動に対し補助金を交付することにより活動を支援し、女性リーダーとしての育成に努めます。	女性学級受講生 373名(8名減) 女性学級実施回数 60件延べ1,227名 (9件増、417名増) 次年度も、SDGsを踏まえた学習内容を含め、課題意識をもった学習活動につなげ、女性リーダー育成に努める。	A (A)	総合教育 人権課
	○農協や漁協等の団体や組織の女性部による料理講習会等の活動強化を図ります。	各漁協女性部の協力を得て、テレビ鳴門の情報番組「漁協新鮮食堂」の収録を行った。(北灘10回、里浦1回)「わかめの料理教室」は新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった。 今後も活動を継続し、支援を行っていく。	B (B)	農林水産課
職員の管理職への育成	○県自治研修センターや市町村職員中央研修所等が実施する研修への参加を促進します。 ○人事評価制度の周知・適正な運用を行います。	各所属を通じ、積極的な研修参加を呼びかけ、延べ994名の女性職員が市主催研修及び県自治研修センター等への研修に参加した。 引き続き、研修等を通じた計画的な人材育成や意欲の向上を図るとともに、人事評価制度の周知及び適正な運用・改善を図る。	A (A)	人事課

【基本施策4】働く場における男女共同参画の促進

1. 雇用の機会均等と待遇の確保の促進				
取組	令和4年度取組目標	令和4年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
事業所等への理解促進	○市内の事業所へ、さまざまな機会を通じて、「男女共同参画」の周知をはじめ、「男女雇用機会均等法」「鳴門市男女共同参画推進条例」等関係法令に関する情報提供を行い、職域における理解を促進します。	「鳴門市男女共同参画推進条例」等の関係法令に関する情報提供を市公式ウェブサイトや広報などを活用して行った。 今後も関係法令の情報提供に努める。	B (B)	人権推進課

取組	令和4年度取組目標	令和4年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
事業所等への理解促進	○男女の雇用機会均等と待遇確保の促進のため、「男女雇用機会均等法」の啓発に努めます。	人権文化祭のパネル展示により「男女雇用機会均等法」の啓発を図った。また、関係機関が発行するパンフレット等を活用し、労働条件の確保・改善に係る関係法令や助成制度の周知に努めた。	A (A)	商工政策課
能力開発と人材の育成	○労働関係機関が実施する各種講座の周知に努めます。	徳島県立テクノスクールをはじめとした関係機関が実施する各種講座のほか、職業能力開発促進法に基づく技能検定等に関する情報について、チラシ配布や市公式ウェブサイトを通じて周知に努めた。	A (A)	商工政策課
家内労働者等の労働環境の整備促進	○家族経営協定の締結数について、令和4年度は新規締結目標を5戸に定め推進します。	令和4年度末時点での家族経営協定の締結数は155戸となり、令和4年度新規締結目標5戸を達成した。今後も農家の方に理解していただき、県・農協と連携して新規締結の推進を行っていく。	A (B)	農林水産課

2. 共に働きやすい職場環境の整備促進

取組	令和4年度取組目標	令和4年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
就労環境の整備	○職場復帰支援等研修の受講促進を図ります。 ○職員のハラスメントに対する正しい知識と対処方法の理解を促進するハラスメント研修を実施し、相談窓口の周知を行います。 ○時間外勤務の縮減・有給休暇の取得を促進します。	県自治研修センター主催の育休等職場復帰支援講座に4名の職員が参加した。また、市主催研修としてハラスメント対策研修を実施したほか、所属長を対象とした時間外勤務に関する研修等を実施し、業務の平準化・効率化を図った結果、前年度比7%の時間外勤務が削減された。 引き続き、時間外勤務の抑制、休暇取得の促進等に関する周知啓発を行い、職員が働きやすい職場環境づくりに努める。	A (A)	人事課

取組	令和4年度取組目標	令和4年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
就労環境の整備	○事業主が仕事と子育ての両立をしやすい 職場環境づくりに取り組んでいただけるよう、国や県の制度の周知に努めます。また、コロナ禍においてテレワークなど働き方が多様化していることから、コワーキングスペースをはじめ、柔軟な働き方を支援する環境の整備を図ります。	徳島県発行のパンフレットを掲示し、徳島県はぐくみ支援企業認証制度の周知に努めた。また、柔軟な働き方の推進に向けた環境整備等を図るため、大麻町商工会にコワーキングスペースを整備した。	A (A)	商工政策課

【基本施策5】ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

1. ワーク・ライフ・バランスの理解促進

取組	令和4年度取組目標	令和4年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
男性職員への育児参加等の促進	○育児休業、配偶者の出産や育児参加のための休暇制度など、男性職員の子育て支援制度の利用促進・意識啓発を推進します。	グループウェアに支援制度の概要を掲載し、該当職員に対して個別に案内を行った結果、令和4年度中に男性職員7名が育児休業を取得した。今後も各支援制度の周知に努めるとともに、仕事と育児を両立しやすい職場環境の整備に努める。	A (A)	人事課
男性の家事等への参画促進	○プレママパパ教室などを通じ協力し育児を行う準備を行い、男女がお互いに支え合う家庭環境づくりを促進します。	参加延べ67名 (うち男性の参加29名) 男性の参加者増加のための周知啓発が必要である。	A (A)	健康増進課
	○男性が家事や育児、介護等へ参画することの理解促進に努め、ワーク・ライフ・バランスの周知・啓発を行います。	従来『〇〇家作戦会議』のパンフレットを婚姻届の用紙と共に配布し、男性が家事や育児に参画することへの理解促進に努めてきた。妊娠・出産は家事分担を見直すタイミングであるため、令和4年度は新たに出生届の提出時にも配布することとした。	A (B)	人権推進課

取組	令和4年度取組目標	令和4年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
男性の家事等への参画促進	○農協・漁協等と連携した魚の捌き方教室などをはじめ、料理講習会等の開催を推進します。	漁協の協力を得て、「魚の捌き方教室」を3回開催(新型コロナウイルス感染症の影響で2回中止)した。「わかめの料理教室」は中止となった。 男性の参加者も増え、家事への参画意識の促進に繋がる取組として今後も継続していく。	B (B)	農林水産課
多様な働き方に関する取組	○在宅勤務やモバイルワーク等のテレワークを推進します。 ○育児・介護のための早出遅出勤務制度の活用など、多様で柔軟な働き方が選択できる職場環境の整備に努めます。	テレワーク実施困難部署を除いた86%の職員がテレワークを実施したほか、育児や介護のための早出遅出勤務制度の周知、活用を図った。 引き続き、テレワークの推進や同制度の周知を図り、柔軟な働き方が選択できる職場環境づくりに努める。	A (A)	人事課
	○地域課題の解決を地域住民が主体となって、ビジネスの手法を用いて行うコミュニティ・ビジネスの意義や内容を、市公式ウェブサイト等を活用し、周知啓発をしていきます。	市公式ウェブサイトを活用し、コミュニティ・ビジネスの意義や内容の周知啓発を図った。 次年度については、より多くの方がコミュニティ・ビジネスの意義や内容を理解できるように、また、実施してみようと思えるような周知に努める。	B (B)	市民協働推進課
	○シルバー人材センターの運営に関する財政支援を継続し、高齢者の多様な活躍の場の創造に努めるとともに、生きがいづくりや福祉の充実を図ります。	運営に関する財政支援を行うとともに、生活支援サービスの担い手となる「生活支援サポーター養成講座」を実施した(参加者は9名)。シルバー人材センター登録者は、159名(男性108名、女性51名)就業率は84%。 引き続き、財政支援を行う。	A (B)	長寿介護課
特定事業主行動計画の推進	○特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況や数値目標の達成状況を公表します。	令和4年度の女性管理職登用率は28.4%となり、特定事業主行動計画における目標値30%を下回ったが、男性の育児休業取得率は41.1%であり、同計画の目標値30%を上回った。 引き続き、研修等を通じた女性職員のキャリア形成支援等による女性職員の積極的な登用を図るとともに、男性の育児休業制度については、積極的に制度の周知を図る。	A (A)	人事課

2. 仕事と子育て・介護の両立への支援

取組	令和4年度取組目標	令和4年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
就労形態に応じた子育て支援	<p>○保護者の就労形態に応じて、様々な子育て支援を実施することにより、仕事と家庭生活の両立を支援します。</p> <p>ファミリー・サポート・センター事業については、子育て中の世帯に加え、妊産婦や高齢者等にも（広報・LINE等）啓発を実施し、会員数の増加をめざします。</p> <p>○休日保育・子育て短期支援事業においては、家庭状況を聞き取った上で、できるだけ希望に添えるよう対応します。</p>	<p>保護者の就労形態に応じた様々な子育て支援を実施し、仕事と家庭が両立できるよう支援を行った。ファミリー・サポート・センター事業については、幅広い世帯へ啓発を行い、会員数の増加につながった (令和4年度会員数 1,181名)。</p> <p>休日保育・子育て短期支援事業については、感染症対策を徹底し、保護者の就労形態(休日出勤等)に応じた利用の希望に対応できた。</p>	A (A)	子どもいきいき課
	<p>○市内7園において、就労等で預かり保育を希望する保護者の要望に応え、希望者は全て受け入れます。</p>	<p>前年度に引き続き、市内7園で預かり保育を実施した。また、土曜日の預かりについては4園で実施した。</p> <p>保護者が安心して働くことができるよう、今後も事業を継続していく。</p>	A (A)	学校教育課
地域における子育て支援の推進	<p>○新型コロナウイルス感染症の影響で子育て家庭が互いに交流する機会が減少する中、市内6か所の地域子育て支援拠点において、子育て家庭同士が不安や悩みを共有できる場を提供するほか、配置された保育士等に相談ができる体制を感染症対策を行いながら維持します。</p> <p>また、市内すべての保育施設で施設利用者や地域の子育て家庭からの相談を受け、子育ての負担感の軽減を図ります。</p>	<p>感染症対策を徹底し、子育て家庭の子育ての不安感や負担感を軽減するため事業の継続に取り組んだ。</p>	A (A)	子どもいきいき課
子ども・子育て支援事業計画の推進	<p>○各施策の進捗管理を行い、児童福祉審議会での審議を経ることで、計画の着実な推進を図ります。</p>	<p>第2期計画の総合的な推進を図り、児童福祉審議会にて計画の進捗状況の報告を行った。</p>	A (A)	子どもいきいき課

取組	令和4年度取組目標	令和4年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
安心して介護できる環境の整備	○男性の家事への積極的な参加を促すため、健康づくりの知識や技術の習得できる交流の場となる料理教室の開催に継続して取り組みます。	参加人数は8名。男性のみの教室であり、家事の参画、健康づくりの知識、技術の習得、交流へと繋がっている。事業終了後も家事参画が継続できるように、自主クラブ等への支援を行う。	A (A)	長寿介護課
家族介護者への支援	○地域包括支援センターでの家族介護教室や民生委員有志による「介護者家族の会定期相談会」の開催により、老々介護への支援や介護に関する意識・技術の向上に継続して取り組みます。	毎月2回の相談会を実施しているほか、緊急性のある案件等に対応するため、電話による相談や訪問相談も実施した。事業の啓発を市、地域包括支援センターが積極的に実施しているが、参加者が固定されており、実績が伸び悩んでいるため、今後も広報やチラシにより周知に努める。	B (B)	長寿介護課

【基本施策6】地域社会における男女共同参画の推進

1. 地域活動における男女共同参画の促進

取組	令和4年度取組目標	令和4年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
地域活動への支援	○各団体の活動予定や活動状況、会員・参加者の募集など、情報提供を基に市の広報紙や市公式ウェブサイトを活用し周知を行い、団体の活動のサポートを行います。また、市民活動への備品貸出などを通じ、地域課題や社会的課題の解決に向けて市民自らが企画実施するまちづくり活動を支援します。	市の広報紙や市公式ウェブサイトを活用し、各団体の活動予定や活動状況、会員・参加者の募集などの周知を行い団体の活動のサポートを行うことができた。次年度については、各団体と意思疎通を図り、SNS等を活用した理解しやすい周知や備品の貸し出しなど、活動継続及び強化につながる支援を実施する。	B (B)	市民協働推進課
	○栄養教室の継続的な開催や自主クラブの活動を周知することにより、性別にかかわらず誰もが活動に参加しやすい環境づくりを推進します。	ヘルスマイト事業（生涯骨太クッキング教室）10名（男性2名、女性8名）事業の参加者は女性が多く、今後も男性の参加者増加のための周知啓発が必要である。	A (A)	健康増進課

取組	令和4年度取組目標	令和4年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
地域活動への支援	○市民等に対し男女共同参画の推進に関する取組を広く周知・啓発します。	はたちの記念式典等での条例パンフレットの配布をはじめ、市内小学6年生が条例について学ぶタイミングに合わせ、条例パンフレットを配布し、大人だけでなく子どもに向けても周知啓発を実施した。	A (A)	人権推進課
環境問題に関する取組の推進	○新型コロナウイルスの感染状況に注視し、感染拡大防止に留意しながら、誰もが参加できるイベントや講座等の増加に努めます。	新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の講座を中止したが、概ね予定通り事業を実施できた。 次年度は状況に留意しながら、イベントや講座等を開催する。	B (B)	環境政策課

2. 防災分野における男女共同参画の推進

取組	令和4年度取組目標	令和4年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の構築	○地震津波対策推進計画に「フェーズフリー」に関する取組を記載するとともに、出前講座等を通じて市民への啓発を図ります。 ○地域の防災力向上のために、防災現場や防災会議等における女性の参画を推進します。 ○女性防災士の資格取得者数の増加に向けて周知、啓発を図ります。	地震津波対策推進計画を見直しているところであり、「フェーズフリー」に関する取組みを明記する。市民へは出前講座などを通じて啓発を図ることができた。防災会議については女性委員を増やすことができた。また、防災士の資格取得に向けて周知・啓発を行い、女性防災士を増やすことができた。	A (A)	危機管理課
	○女性消防団員が消防団活動のPR等を行い、女性や若者に理解を求め、消防団への入団を促進します。	コロナ禍において、消防団のPR活動ができる範囲で行った。 今後は、幅広く消防団活動への理解と消防団への入団を図っていく。	B (B)	消防総務課

3. 国際活動における男女共同参画の推進

取組	令和4年度取組目標	令和4年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
国際理解と国際交流の推進	○コロナ禍において、外国との往来に一定の制限がある状況の中、訪問の可能性を探りつつ、訪問以外の方法による相互交流も検討し、姉妹都市交流を推進します。	ドイツ・リューネブルク市、中国・張家界市ともに、往来による相互交流はできなかったが、オンラインを活用した交流を実施し、次年度以降の本格的な交流の再開に向けて関係各所との連携を図った。	A (B)	文化交流推進課
	○市民等の国際理解・国際交流を深めるため、ドイツ及び中国から国際交流員を受け入れ、外国の文化等に触れることができる事業等に取り組みます。	令和5年3月にバングラデシュ人民共和国ナラヤンガンジ市と新たに友好都市提携を締結。今後の交流推進に取り組む。	A (A) R3:観光振興課担当	
	○市内小学生が交流活動を通じて世界の多種多様な文化が理解できるように推進します。	令和4年度は、市内小学校5校について、留学生10名を招待し、児童と世界各国の留学生との国際交流を図り、多種多様な文化が理解できるように努めた。 今後も鳴門教育大学と連携し、国際理解教育を推進していく。	A (A)	学校教育課
外国人観光客の積極的誘致の推進	○ボランティアガイド養成講座を開催し、ボランティアガイド会の会員確保を図るとともに、アフターコロナにおける外国人観光客の誘客に繋げるため、多言語観光情報サイト等を活用し、本市の魅力発信を行います。	ボランティアガイド会の会員数増加を図るため、ボランティアガイド養成講座を開講した。また、台湾・香港人向けの日本情報サイトに多言語化したPR情報を掲載したほか、マレーシア出身の人気インフルエンサーを活用し、市内観光を体験した情報を英語で発信するなど、外国人観光客の誘客を図った。 観光地、宿泊施設等において、訪日外国人旅行者が快適に旅行を満喫できる環境整備(無料Wi-Fiサービスの整備、キャッシュレス決済の普及)や多言語での観光情報の提供機能の強化が課題である。	A (A)	観光振興課

基本目標3 誰もが安心して健やかに暮らせるまち なる

【基本施策7】あらゆる暴力を根絶する社会づくり（DV防止市町村基本計画）

1. 暴力を許さない意識づくり				
取組	令和4年度取組目標	令和4年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
DV防止の啓発の推進	○DV防止に関する意識の高揚を図るため、パンフレット等を活用し、さまざまな機会を捉えて広く啓発を行います。	はたちの記念式典参加者へデート DV 防止のパンフレットを配布するなど、若年層への意識啓発活動を推進した。引き続き、さまざまな機会での啓発活動を行っていく。	B (B)	人権推進課
市民への相談窓口の周知啓発	○鳴門市女性子ども支援センター「ぱあとなー」のリーフレットを市内協力事業者に設置してもらうなど、相談窓口として認知を広めるため、啓発活動を推進します。	女性に対する暴力をなくす運動の啓発にあわせて市公式ウェブサイトにも協力事業者募集を掲載するなど、市内で協力事業者を募り、令和3年度より5カ所増やすことができた。	A (A)	人権推進課
若年層へのデートDV防止の啓発	○デートDVの被害防止に向け、はたちの記念式典での冊子配布や中学校での予防教育等、若年層を対象とした意識啓発活動を推進します。	デート DV 防止の冊子をはたちの記念式典参加者へ配布し、若年層への意識啓発活動を推進した。また、市内中学校にデート DV の予防教育の実施について働きかけた。	A (A)	人権推進課
	○学習指導要領に従い、保健などの授業を通じて、「男女の性差」や「命の尊さ」等を学習し、正しい知識の育成に取り組みます。	学活、道徳、保健の授業において、命の尊さや自己を大切に作る心、他者を尊重する心、性差に対する正しい知識の育成に努めた。 女性子ども支援センターなど関係機関と連携し、引き続き、授業実践に努めていく。	B (B)	学校教育課
ハラスメントに対する理解の促進	○ハラスメントに関する認識や理解を深めるための啓発・広報活動の充実に努めます。	セクシュアルハラスメントやコロナハラスメント等に関するポスターの掲示や、市公式ウェブサイトへの掲載を行い、啓発・広報活動を行った。 引き続き、啓発・広報活動の充実に努める。	B (B)	人権推進課
	○各種資料により、ハラスメントに関する情報の周知に努めます。	徳島県労働局によるパワーハラスメント等に関する説明会・個別相談会のほか、徳島県労働委員会による出張相談会や相談窓口等について、チラシ配布や市公式ウェブサイトを通じて周知を図った。	A (A)	商工政策課

取組	令和4年度取組目標	令和4年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
ハラスメントに対する理解の促進	○さまざまなハラスメントの根絶に向けて、学校でのハラスメントへの認識・理解を深めるための啓発に努めます。	さまざまなハラスメントの根絶に向けて、「校長会」などにおいて、ハラスメントの認識・理解を深めるための啓発に努めた。 今後も学校において、ハラスメントへの認識・理解を深めるための啓発などを推進していく。	B (B)	学校教育課
あらゆる暴力や虐待を許さない意識づくり	○DVだけでなく、性犯罪やストーカー行為、虐待、インターネットやスマートフォン等を利用した性的な嫌がらせなど、多様化する暴力の防止に向けて、広報などや市公式ウェブサイト、講演会などさまざまな機会を通じた啓発を行います。	女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせて、図書館で関連書籍を展示する特設コーナーの設置や、市公式ウェブサイトへの掲載を行った。また、人権セミナーでDVのしくみとその影響についての講演を行い啓発を図った。 引き続き、啓発活動を行っていく。	A (B)	人権推進課

2. きめ細かな相談支援体制づくり

取組	令和4年度取組目標	令和4年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
関係機関と連携した被害者の早期発見	○被害者の早期発見や速やかな通報により、適切な支援につなげるため、関係部署・関係機関と連携し、DVについての理解促進を図ります。	県が主催するDV被害者支援ネットワーク会議や配偶者からの暴力に関する相談機関等連絡会議などに参加し、関係機関との連携強化に努めた。また、3年ぶりに DV 対策会議を開催し、関係機関や市内関係部署と連携し、DV についての理解促進を図った。	A (B)	人権推進課
相談支援体制の強化	○相談員の資質向上に向け、研修やセミナー等への参加を促進します。また、組織全体で困難事例の対応を検討するなど、組織的に問題解決を図り、相談員の個人的負担感を軽減します。	研修や学識者（公認心理師）からの助言により、より高度な支援技術の習得ができ、関係機関との連携強化にもつながった。また、組織としてケースに関わることで個人的負担感を軽減し、必要に応じて専門的なメンタルケアを実施した。 スーパービジョン実施回数：11回	A (A)	人権推進課
被害者保護のための支援	○DV被害者で緊急的な安全確保が必要な人に、避難所への入所費用を助成するとともに、支援体制の整備に努めます。	避難可能な施設と委託契約を結び、緊急一時保護に備えている。 緊急一時保護実施実績：0件 引き続き、緊急一時保護が実施できる体制を整えておく。	A (A)	人権推進課

取組	令和4年度取組目標	令和4年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
関係機関と連携した被害者への自立支援	○確実に住民票・戸籍の附票等の交付及び閲覧の制限を行うために、庁内関係部署とも連携し、個々の状況に応じて、適切かつ迅速な判断を行い対応できるように努めます。	確実に住民票閲覧制限を行うために、支援措置対象者の住民票及び戸籍の附票を交付した場合は、即時に引き続き証明書発行禁止をかけ、必ず2名体制で確認を行った。	A (A)	市民課
	○資格取得・喪失においては、被害者が抱える個別の事情を的確に把握した上で、法や制度と照らし合わせつつ、問題解決に向けた助言等に努めます。また、被害者に関する情報については、適切な管理のもと、被害者支援につながるように庁内関係機関と適宜情報共有を図ります。	安心して必要なときに医療が受けられるように、資格取得や喪失において、被害者が抱える個別の事情に応じた適切な助言等を行っている。また、庁内関係機関と適宜情報共有を図り、被害者の置かれている状況に配慮した対応を行っている。	A (A)	保険課
	○地域包括支援センター、介護サービス事業者や警察署、民生委員等と連携し、高齢者虐待の予防、早期発見、早期支援に努めます。	市の相談窓口や地域包括支援センターでの関係者間連携体制を整え、関係者間で連携し、解決に向けての支援をすることができた。 引き続き、高齢者が抱える個別の課題の早期発見・支援に向けて、連携をより密にしていく。	A (A)	長寿介護課
	○庁内の関係部署や関係機関と連携し、個々の状況に応じた支援を行います。また、被害者の実情を踏まえ、離婚調停手続きや弁護士による法律相談窓口の紹介など司法手続きを支援します。	相談内容に応じて、庁内の関係部署や関係機関と連携したり、弁護士による法律相談窓口の紹介等を行ったりした。	A (A)	人権推進課
	○24時間365日受信が可能な障がい者虐待通報専用ダイヤルを設置し、事案に迅速に対応するとともに、必要に応じて関係部署とも連携をして対応します。 ○生活困窮者や生活保護受給者に対して、鳴門市生活困窮者自立相談支援センター「よりそい」における就労支援や被保護者就労支援事業を実施します。	24時間365日受信が可能な障がい者虐待通報専用ダイヤルを設置した。 施設従事者による虐待通報：1件 被保護者就労支援事業には15名が参加し、そのうち9名が就労を開始、さらに、そのうち3名が保護から自立した。	A (A)	社会福祉課

取組	令和4年度取組目標	令和4年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
関係機関と連携した被害者への自立支援	○子育て支援事業が必要な子育て家庭に対し、きめ細やかな事業案内や適切な支援を行います。	関係機関と連携し、支援が必要な子育て家庭に対し、子育て支援事業の案内を行った。	A (A)	子ども いきいき課
	○DV被害者について、選考基準に基づき、市営住宅への入居が図られるよう配慮します。	延べ7部屋の優先公募住宅の募集を行い、対象となる世帯1世帯の申し込みがあり、入居決定に至った。 引き続き、関係課と連携しながら市営住宅優先入居選考基準に基づいた入居決定を行う。	A (A)	まちづくり課
	○支援者に対する情報を保護認識し、個々に応じた対応を継続します。	選挙人名簿の閲覧があった場合に備え、支援措置申出者の情報が保護されるよう支援を行った。 引き続き支援者に対する保護認識を継続する。	B (B)	選挙管理 委員会
子どもへの支援	○子ども家庭相談において受理された相談内容にDVと子ども虐待が併存する事案と判断するためのスクリーニング方法について理解を深め、相談員の資質向上に努めます。	子ども家庭相談において受理された相談内容にDVと子ども虐待が併存する事案と判断するためのスクリーニング方法について理解を深めるため、県が主催する研修に相談員が参加し、相談業務の専門性の強化に努めた。	A (B)	人権推進課
	○個人情報の厳重な管理を行いながら保育施設や子育て支援事業者と連携し、支援が必要な子育て家庭に対し、適切な支援を行います。	保育施設や子育て支援事業者との連携を行い、支援が必要な子育て家庭に支援事業や制度の案内を行った。	A (A)	子ども いきいき課
	○DV被害者の子どもの転校時における手続きについては、学校、幼稚園と連携しながら、厳重な情報管理の徹底に努め、就学を支援します。	転校時の子どもの情報のやり取りについて、学校間ではなく、教育委員会間で行うなど、情報の取扱いに注意した。 学校(園)との連携だけでなく、女性子ども支援センター「ぱあとなー」など関係機関と密接な連携をとり、情報管理の徹底に努め、子どもの就学に係る支援を行う。	A (A)	学校教育課

取組	令和4年度取組目標	令和4年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
被害者支援のネットワークづくり	○DV防止に向け、庁内連絡会、法務局、警察、民間シェルター等とのネットワークの構築を推進するとともに、「パートナーシップ協定」を締結している他の自治体と連携し、DV相談や支援を行います。	県が主催するDV被害者支援ネットワーク会議や配偶者からの暴力に関する相談機関等連絡会議などに参加したり、DV対策会議を実施したりしてネットワークの構築やパートナーシップ協定を締結する他の自治体との連携を図った。 引き続き、協定を締結している他自治体とも連携しDV相談や支援を行っている。	B (B)	人権推進課

【基本施策8】生涯を通じた健康づくりへの支援

1. ライフステージに応じた健康づくりへの支援

取組	令和4年度取組目標	令和4年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
健康保持のための事業の充実	○鳴門市チャレンジデーにおいて、十分な感染対策をとりながら市内各所でのローカルイベントを開催するとともに動画視聴による運動啓発を行うリモートイベントを実施することにより、参加率 60%の達成を目指し、市民の運動・スポーツの習慣化や健康増進、地域活性化につなげます。	実行委員会や地域によるイベントの「ローカルイベント」とテレビ鳴門や市公式ウェブサイトの動画配信による「リモートイベント」をハイブリッド開催により実施し、60.5%の参加率となった。 次年度もハイブリッド開催により、参加率 60%以上を目指し、市民の運動・スポーツの習慣化や健康増進、地域活性化につなげる。	A (B)	スポーツ課
	○健康相談等を実施し、生活習慣病の予防や健康に関する正しい知識の普及を行います。	鳴門ふれあい健康館での相談者数 166 名 相談設定日以外の個別相談にも随時対応。集団がん検診や特定健診実施時に同時刻・同場所にて健康相談を開催した。	A (B)	健康増進課
がん検診等の受診促進	○特定健診の集団健診を実施し、受診者には無料で頸部超音波検査と前立腺がん検診を行います。また、健康増進課所管のがん検診を同日実施することで、受診者の利便性の向上を図るとともに、疾病の早期発見につなげます。	集団健診において特定健診受診者に無料で頸部超音波検査と前立腺がん検診を行っている。また、健康増進課所管のがん検診と同日実施することで、利便性の向上を図るとともに、健康意識の高揚や疾病の早期発見に努めている。	A (A)	保険課

取組	令和4年度取組目標	令和4年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
がん検診等の 受診促進	○広報など、市公式ウェブサイトへの掲載及び各関係団体や医療機関等へのリーフレット配布、無料クーポン券対象者、継続受診中断者等へ個人通知による受診勧奨を実施します。	子宮がん検診無料クーポン券利用者 41 名 (利用率 16.5%)、乳がん検診無料クーポン券利用者 84 名 (利用率 27.7%) 子宮がん検診、乳がん検診共にクーポン利用は昨年度を上回った。がん検診の重要性について引き続き周知を行う。	A (B)	健康増進課
食育の推進	○継続的に食育教室を開催し、望ましい食習慣等の定着や食を通じた心身の健全育成等、食育の周知啓発を行います。	おやこの食育教室(ヘルスメイト事業)参加者 7 名、親子の食育教室(食ネット事業)参加者 13 名 今後も引き続き親子の食育について周知啓発を行う。	A (A)	健康増進課

2. 妊娠・出産等に関する支援

取組	令和4年度取組目標	令和4年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
相談支援体制 の充実	○妊娠期の相談体制の充実を図り、妊娠から育児まで切れ目ない相談体制を整え支援を行います。	鳴門市版ネウボラ利用者数 1,915 名 複数の問題を抱える困難事例には、多面的・継続的な支援が必要であり、そのためには一層の関係機関の連携強化が必要である。	A (A)	健康増進課
マタニティマークの普及促進	○マタニティマークのグッズやステッカーなどの配布を行い普及啓発に努めます。	マタニティマークのグッズ配布 260 件 母子健康手帳交付時に全数の妊婦、転入した妊婦にマタニティマークの趣旨が説明できている。	A (A)	健康増進課
リプロダクティブ・ヘルス/ライツの推進と徹底	○学習指導要領に従い、保健や理科の授業を通じて、「男女の性差」や「命の尊さ」等を学習し、正しい知識の育成に取り組みます。	保健の授業において、「男女の性差」や「命の尊さ」等を学習し、自己を大切に する心、他者を尊重する心の涵養に努めた。 児童生徒の発達段階に応じた授業実践に努めていく。	B (B)	学校教育課

3. 心の健康づくりの推進

取組	令和4年度取組目標	令和4年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
自殺対策の 推進	○量販店などと連携し、啓発に係るチラシ等を店舗入り口で配布したり、広報なると及び市公式ウェブサイトを活用し市民の自殺対策への関心、理解を深めるよう努めます。	広報なると掲載2回、量販店と連携したキャンペーン3か所、店内掲示(9月・3月)の実施、相談窓口リーフレットの作成等にて自殺予防についての周知啓発を図った。 さらに市民の関心や理解を深めるような工夫が必要である。	A (A)	健康増進課

【基本施策9】誰もが安心できるまちづくり

1. 誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進

取組	令和4年度取組目標	令和4年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
介護予防と 生きがいづくり	○介護予防教室の開催やいきいきサロンの活動に対する助成事業などを継続して実施するとともに、新たな介護予防事業に取り組みます。	各種介護予防教室開催の支援やいきいきサロンの活動に対する助成、いきいき先生のメニューの更新、体力測定・フレイルチェック・体成分分析装置による筋肉量等の測定を実施し、フレイル予防推進事業に取り組むとともに、令和4年度より新たにオンライン介護予防事業を実施している。 引き続き、介護予防や生きがいづくりに関する事業を実施するとともに、事業の効果と継続について、事業評価を行い目的に沿った事業を行う。	A (B)	長寿介護課

取組	令和4年度取組目標	令和4年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
高齢者を守る 活動の充実	○新型コロナウイルス感染症に留意しながら、地区自治振興会や老人会・婦人会等の高齢者が集まる機会などに積極的に出向き、周知啓発活動を実施します。また、「見守りネットワーク会議」や「消費生活協力団体」を活用し、関係団体と情報共有を図ります。	新型コロナウイルスの感染状況に留意しながら、地域で行われる様々なイベント等で高齢者等が消費者トラブル等にあわないように周知や啓発活動を行った。 次年度については、高齢者等が消費者トラブルなどの被害にあわないよう、広報や出前講座の内容をわかりやすいものにしつつ、啓発グッズも積極的に活用しながら周知啓発を行う。また、専門的知識をもつ消費生活センター相談員の育成や「見守りネットワーク」といった関係機関との連携を図るとともに、昨年度より委嘱を進めてきた「消費生活協力団体」を増やせるよう、団体の発掘や調整を進める。	B (B)	市民協働 推進課
地域包括支援 センターの 機能充実	○地域包括支援センターと連携し研修会、連絡会の開催を支援するなど、地域包括支援センターの機能充実に取り組みます。	基幹型地域包括支援センターが中心となって5か所の地域包括支援センター職員に対し、研修会・連絡会を実施するなど連携・機能強化を図った。 引き続き、地域包括支援センター間の連携機能強化を図る。	A (A)	長寿介護課
介護相談員 派遣事業	○従来の施設訪問による相談の代替として、オンライン相談の実施に継続して取り組みます。	コロナ禍により、施設へ出向いての相談員の活動は大幅に減少しているが、オンラインによる相談活動を継続して実施している。 引き続き、相談員や事業所との調整をし、オンライン相談を実施するとともに施設へ出向いての相談活動の再開に向けて取り組む。	A (A)	長寿介護課
高齢者虐待 防止の推進	○地域包括支援センター、介護サービス事業者や警察署、民生委員等と鳴門市版「高齢者虐待対応マニュアル」に基づき、高齢者虐待の予防、早期発見、早期支援に努めます。	市へは総合相談で5件、通報対応で9件の相談通報があり、基幹型地域包括支援センターをはじめ各地域包括支援センターとも連携して対応した。また、警察署とも密に連携を図ることができた。 引き続き、関係機関と連携し、鳴門市版高齢者虐待対応マニュアルに基づく支援を行う。	A (A)	長寿介護課

取組	令和4年度取組目標	令和4年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
障がい者が安心して暮らせる環境の整備と支援	○障がい者の創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進のため、地域活動支援センター事業を委託します(3カ所)。また、障がい者の外出支援及び経済的支援として無料バス優待券の交付を実施します。 ○広報なるとに障がい者への理解促進のための記事を掲載するとともに、市民ギャラリーにて活動紹介等を行います。	地域活動支援センター委託:3カ所 無料バス優待券発行(障がい):66件 4月の発達障がい啓発週間に合わせて、発達障がい者への理解啓発に関する記事を広報なるとに掲載するとともに、窓口において福祉のしおりを活用した情報提供を行った。	A (A)	社会福祉課
地域自立支援協議会構成団体の連携強化	○地域自立支援協議会のサービス調整会議や各専門部会の活動を支援するとともに、全体会を開催し、関係者間の連携を強化します。	地域自立支援協議会全体会(年1回) 障がい者サービス調整会議(年10回) 就労支援部会(研修会 年3回) 子ども支援部会(研修会 年2回)	A (A)	社会福祉課
個別ケア会議の開催	○必要に応じて、個別のケア会議を開催します。	各関係機関が開催する個別ケア会議に市職員が出席し、連携強化・情報共有の円滑化を図った。	A (A)	社会福祉課
外国人が安心して暮らせる環境の整備	○鳴門教育大学と連携し、市内在住の外国人を対象とした日本語講座開設等の支援を行います。	鳴門教育大学の学生ボランティアが週1回の日本語講座を実施。市は会場の提供と講座を希望する外国人への情報提供を行った。	A (A)	文化交流推進課
性的マイノリティへの支援に向けた調査・研究	○性的マイノリティに関する電話相談の開始や鳴門市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の導入を行い支援を充実させます。また、各種申請書等における性別記載欄について先行自治体の取組等を調査し、適切な支援の在り方について検討します。	4月から性的マイノリティに関する電話相談を開始、6月から鳴門市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入し、支援の充実を図った。また、申請書等の性別の記入には抵抗を感じたり精神的に苦痛を感じたりする方もいるため、その負担を減らすことを目的として、各種申請書等から性別記入欄を削除するための調査を行い、廃止可能なものについては同欄の削除を行った。	A (A)	人権推進課

2. 地域福祉の推進と生活支援の充実

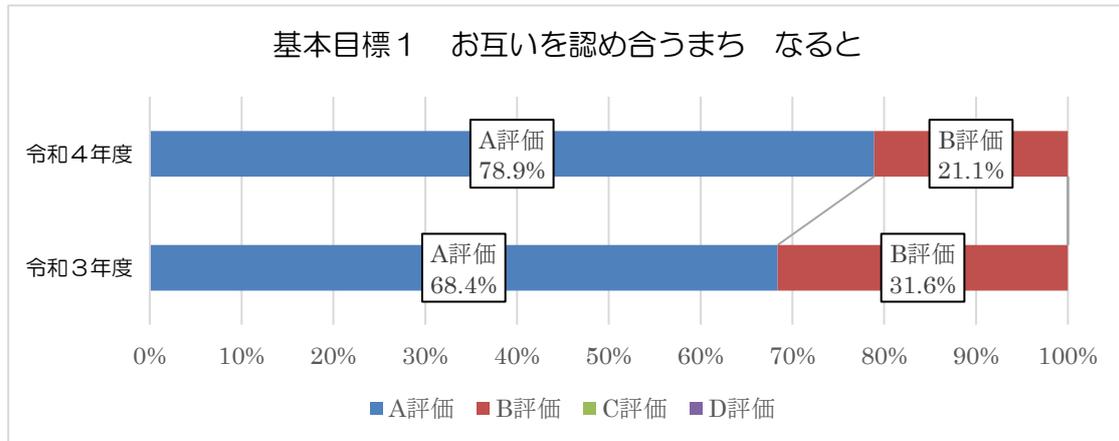
取組	令和4年度取組目標	令和4年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
相談支援体制 の充実	○地域包括支援センターにおける、高齢者の介護を中心とした医療・保健・福祉等生活全般に関する総合的な相談・支援体制の充実に向け取り組みます。	市内5か所に設置した地域包括支援センターや基幹型地域包括支援センター等と連携し、様々な相談に対応できた。引き続き、相談・支援体制の充実に努める。	A (A)	長寿介護課
	○専門職員を配置している障がい者相談支援事業所を運営している法人に、相談支援事業を委託し、支援機能の強化を図ります。また、本市の相談支援の拠点となる基幹相談支援センターを設置します。	相談支援の充実を図るため、専門的職員を配置している障害者相談支援事業所を運営している法人に、相談支援事業を委託し、支援機能の強化を図った。 令和4年度相談件数・・・11,303件 また、本市の相談支援の拠点となる基幹相談支援センターを設置し、①総合的・専門的な相談窓口、②地域移行・地域定着の支援、③権利擁護・虐待防止、④地域の相談支援体制の強化、⑤地域自立支援協議会の運営の業務を実施した。	A (A)	社会福祉課
生活上困難に 直面する人への 支援	○鳴門市生活困窮者自立相談支援センター「よりそい」にて、相談支援員が相談者に寄り添いながら、自立に向けた支援を行います。	「よりそい」に166件の新規相談があり、そのうち10件についてプランを作成し、様々な支援を行った。就労については、プラン作成者以外も含め、16件が就労開始に至った。	A (A)	社会福祉課
ひとり親家庭 等への自立 支援	○ひとり親家庭への制度についてより多くの対象者に周知するために、広報や市公式ウェブサイトを活用します。手当の新規申請や現況手続きの際には、各家庭の状況を丁寧に聞き取り、高等職業訓練等自立につながる支援についてニーズに応じた案内ができるよう努めます。ひとり親医療についても、未申請の方に対し現況等で改めて周知を行います。	広報や市公式ウェブサイト等にひとり親家庭への制度について掲載するとともに、新規申請や現況届手続きの際に、聞き取った状況に応じて、必要な支援サービスについて案内を行った。訓練等給付については、支給要件の拡大により、問い合わせや利用者が増え、資格取得後の正規雇用につながっているため、ひとり親家庭の自立の促進に寄与している。	A (A)	子ども いきいき課

取組	令和4年度取組目標	令和4年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
ひとり親家庭等への自立支援	○ひとり親家庭について、選考基準に基づき、市営住宅への入居が図られるよう配慮します。	延べ7部屋の優先公募住宅の募集を行い、対象となる世帯1世帯の申し込みがあり、入居決定に至った。 引き続き、関係課と連携しながら市営住宅優先入居選考基準に基づいた入居決定を行う。	A (A)	まちづくり課
	○奨学金制度の周知に努めます。また、支援が行きわたるよう、対象者の拡大など、制度の見直しについて検討していきます。	奨学金制度についての文書をすべての中学3年生、入学後は高校へ送付の上、広報なると、市公式ウェブサイトで広報を行うなど周知に努め、令和4年度は18名に奨学金を支給した。また、令和5年度支給者からは支援が行きわたるよう、対象者を就学援助費受給者まで拡大するなど、制度の見直しに努めた。	A (B)	学校教育課
母子・父子自立支援員による自立支援	○ひとり親家庭の悩みに応じた相談を受けることで、不安を解消し、自立に向けた取り組みができるように支援していきます。また、就労に役立つための各種講習会等の情報提供、貸付の相談等も受け付けます。	新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響で、生活に困窮しているひとり親家庭の相談者が増えているため、相談者が求めている生活に必要な情報・就労に役立つ情報等の提供が行えるよう努めた。 今後も引き続き関係機関と協力しながら支援する必要がある。	A (A)	子どもいきいき課
マイノリティ支援に向けた取組の充実	○性的マイノリティ(性的少数者)や在日外国人、アイヌの人々、被差別部落の人々や障がい者等、さまざまな差別により困難な立場に置かれている人が必要とするサービスや情報提供、権利擁護に関する相談支援など、相談員の専門性の向上を図りつつ、関係機関と連携して生活支援施策のより一層の充実に努めます。	4月から性的マイノリティに関する電話相談、6月から鳴門市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を開始し、相談支援やサービスの充実を図った。また、研修や学識者(公認心理師)からの助言を受け、より高度な支援技術の習得や関係機関との連携強化を図ることができた。	A (A)	人権推進課

6. 基本目標別評価

基本目標ごとのそれぞれの評価の割合をグラフ化しました。

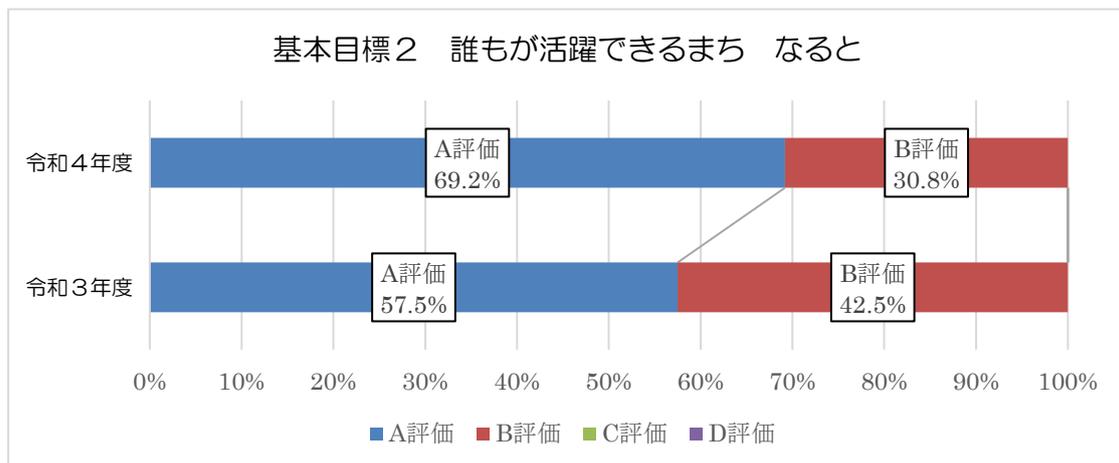
詳細についてはP5～P29をご覧ください。



〔基本目標1の評価と今後の課題〕

取組評価については、19事業のうちA評価が15事業、B評価が4事業でおおむね達成されている。

男女共同参画意識の醸成に向け、その基盤となる人権を尊重した意識づくりに努めた。社会通念や慣習、しきたりの見直しなどにおけるさらなる意識の改革を図るために、今後も引き続き取り組んでいく必要がある。

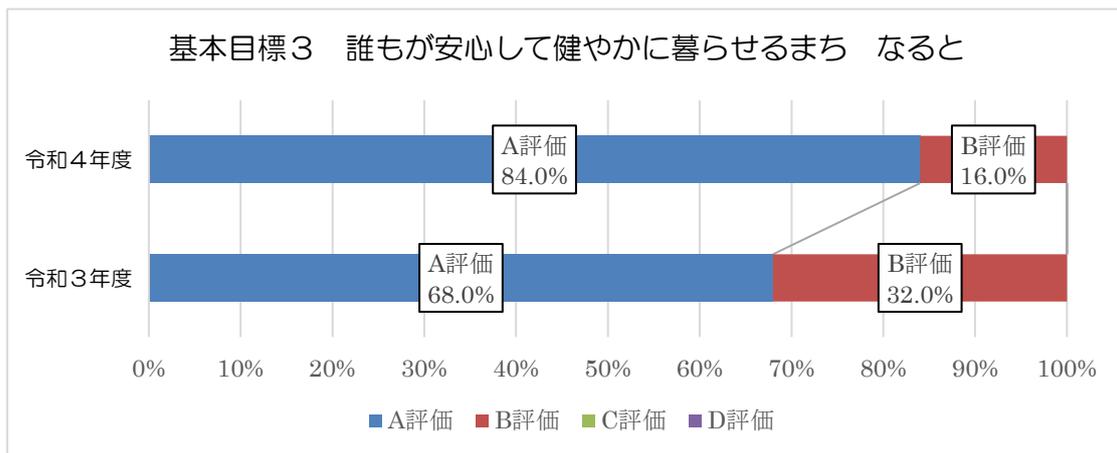


〔基本目標2の評価と今後の課題〕

取組評価については、39事業のうちA評価が27事業、B評価が12事業となり、おおむね達成されている。

「共に働きやすい職場環境の整備促進」については、目標を達成できている。

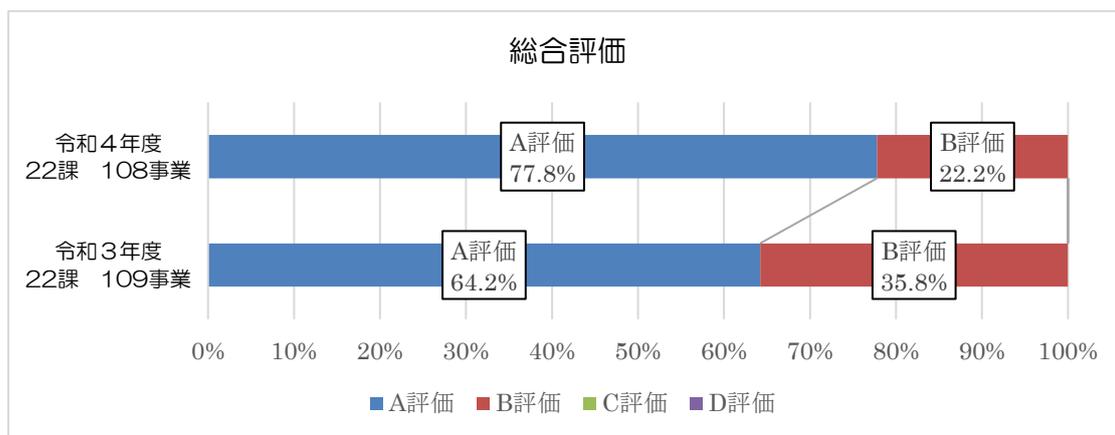
「基本施策3 女性が活躍できる基盤づくり」において取組目標の達成度が特に低いことから、さらなる取り組みが必要である。



〔基本目標3の評価と今後の課題〕

取組評価については、50事業のうちA評価が42事業、B評価が8事業で達成されている。

健康づくりや妊娠・出産等への支援、地域福祉の推進について達成度が高い。一方で、「暴力を許さない意識づくり」での達成度が低く、DV防止に向けた啓発や様々なハラースメントに関する理解促進に向けた啓発活動に引き続き努めていく必要がある。



〔総合評価と今後の課題〕

取組評価については、全108事業のうちA評価が84事業、B評価が24事業となり新型コロナウイルス感染症の影響による事業の中止もあったもののおおむね成果を上げることができた。

A評価が増加した要因としては、昨年度は達成できなかった目標値の達成ができたこと、新型コロナウイルス感染症の影響により開催できていなかった講座等が実施されたこと、昨年度からの課題の改善等に積極的に取り組むことができたことなどが考えられる。しかし「基本施策3 女性が活躍できる基盤づくり」の各項目において前年に引き続き達成度が低い状態が続いている。女性の活躍の促進と同時に女性の人材育成について取組を進めていく必要がある。

7. 数値目標の実績

No.	評価項目	計画策定時 (令和2年度)	現状値 (令和5年4月調査時)	目標値 (令和7年度)	担当課
1	審議会等における女性委員の割合	27.9%	31.7%	40.0%	全部局
2	市職員の女性管理職の割合	28.7%	29.0%	30.0%	人事課
3	鳴門市女性人材バンク登録者数(累計)	11名	15名	30名	人権推進課
4	農業における家族経営協定の締結数(累計)	145戸	155戸	155戸	農林水産課
5	市男性職員の育児休業取得率	25.0%	41.2%	30.0%	人事課
6	ファミリー・サポート・センターを知っている市民の割合	69.5%	令和5年度 もしくは6年度 次回調査予定	70.0%	子ども いきいき課
7	市職員の年次有給休暇平均取得日数	9.7日	9.4日	12日	人事課
8	防災会議の女性委員の割合	4.9%	21.4%	増やす	危機管理課
9	DV等啓発事業協力事業者数(累計)	52事業所	60事業所	75事業所	人権推進課
10	特定健康診査の受診率(40歳~74歳の国保加入者)	32.2%	38.0%	60.0%	保険課
11	がん検診(胃がん・大腸がん・肺がん・乳がん・子宮がん)受診率の平均値	4.6%	4.6%	5.0%	健康増進課
12	普段の生活で介護・介助は必要ない市民の割合	84.1%	令和5年度 次回調査予定	現状維持	長寿介護課
13	子育てに楽しみや喜びを感じることが多い保護者の割合	55.7%	令和5年度 もしくは6年度 次回調査予定	60.0%	子ども いきいき課

8. 女性の登用状況

I. 審議会等における女性委員登用率調査結果

(1) 鳴門市の審議会等における女性委員の登用状況

2023年（令和5年）4月1日現在

目標登用率 令和7年度までに **40%**

☆鳴門市が所管する審議会等

	R 4. 4. 1	R 5. 4. 1
審議会等数	47	43
うち女性委員がいる審議会等数	41	38
総委員数	790名	739名
うち女性委員数	223名	234名
女性委員比率	28.2%	31.7%

☆地方自治法第202条の3に該当する審議会等

	R 4. 4. 1	R 5. 4. 1
審議会等数	37	33
うち女性委員がいる審議会等数	31	28
総委員数	623名	565名
うち女性委員数	161名	171名
女性委員比率	25.8%	30.3%

地方自治法第202条の3

普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査を行う機関とする。

(2) 審議会等への女性の選任状況一覧

① 地方自治法第 202 条の 3 に基づく審議会等

No.	審議会等の名称	設置根拠	R4年4月1日現在	R5年4月1日現在	担当課
			女性委員の割合 (%)	女性委員の割合 (%)	
1	鳴門市防災会議	災害対策基本法第十六条	4.8%	21.4%	危機管理課
2	民生委員推薦会	民生委員法第八条	35.7%	28.6%	社会福祉課
3	国民健康保険運営協議会	国民健康保険法第十一条	23.1%	23.1%	保険課
4	鳴門市介護認定審査会	介護保険法第十四条	36.4%	39.4%	長寿介護課
5	鳴門市環境審議会	環境基本法第四十四条	50.0%	50.0%	環境政策課
6	鳴門市廃棄物減量等推進審議会	鳴門市附属機関設置条例	30.8%	38.5%	クリーンセンター 廃棄物対策課
7	鳴門市交通安全対策会議	鳴門市附属機関設置条例	0.0%	0.0%	市民協働 推進課
8	鳴門市児童福祉審議会	鳴門市附属機関設置条例	47.1%	47.1%	子どもいきいき課 (子ども未来創造室)
9	鳴門市公民館運営審議会	社会教育法第二十九条	30.8%	36.0%	総合教育 人権課
10	鳴門市社会教育委員会	鳴門市社会教育委員条例	35.7%	38.5%	総合教育 人権課
	鳴門市スポーツ推進審議会	鳴門市附属機関設置条例	33.3%	4月1日現在 委員委嘱なし	スポーツ課
11	鳴門市図書館協議会	図書館法第十四条	50.0%	60.0%	総合教育人権課 (図書館)
12	鳴門市文化財保護審議会	文化財保護法第百五条	0.0%	0.0%	文化交流 推進課
13	鳴門市都市計画審議会	都市計画審議会条例	20.0%	21.4%	まちづくり課
14	鳴門市国民保護協議会	国民保護法第四十条	4.8%	21.4%	危機管理課
15	鳴門市障害支援区分認定審査会	障害者総合支援法第15条	30.0%	30.0%	社会福祉課
16	鳴門市・リューネブルク市姉妹都市運営委員会	鳴門市・リューネブルク市姉妹都市条例	33.3%	33.3%	文化交流 推進課
	鳴門市隣保館運営審議会	鳴門市隣保館条例	14.3%	4月1日現在 委員委嘱なし	人権推進課 (人権福祉センター)
17	鳴門市青少年会館運営委員会	鳴門市青少年会館条例	40.0%	33.3%	総合教育 人権課

No.	審議会等の名称	設置根拠	R4年4月1日現在	R5年4月1日現在	担当課
			女性委員の割合(%)	女性委員の割合(%)	
18	鳴門市情報公開・個人情報保護審査会	鳴門市情報公開・個人情報保護審査会条例	40.0%	40.0%	総務課
19	鳴門市総合計画審議会	鳴門市附属機関設置条例	31.0%	31.0%	戦略企画課
20	鳴門市奨学生審査委員会	鳴門市奨学金支給条例	18.2%	18.2%	学校教育課
21	鳴門市青少年センター運営協議会	鳴門市青少年センター設置条例	0.0%	0.0%	総合教育人権課 (教育支援室)
22	鳴門モーターボート競走場営業審査委員会	鳴門市附属機関設置条例	14.3%	25.0%	ボートレース事業課
23	鳴門市公務災害補償等認定委員会	鳴門市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等条例	0.0%	0.0%	人事課
24	鳴門市人権施策推進審議会	鳴門市人権条例	35.7%	28.6%	人権推進課
25	鳴門市職員倫理審査会	鳴門市の公務員倫理に関する条例	33.3%	33.3%	人事課
26	鳴門市地域密着型サービス及び地域包括支援センター運営委員会	鳴門市附属機関設置条例	36.4%	36.4%	長寿介護課
27	鳴門市予防接種健康被害調査委員会	鳴門市附属機関設置条例	40.0%	40.0%	健康増進課
28	鳴門市老人ホーム等入所判定委員会	鳴門市附属機関設置条例	33.3%	33.3%	長寿介護課
29	鳴門市教育支援委員会	鳴門市附属機関設置条例	11.1%	33.3%	学校教育課
30	鳴門市水道事業審議会	鳴門市附属機関設置条例	40.0%	40.0%	水道企画課
31	鳴門市特定空家等対策審議会	鳴門市附属機関設置条例	0.0%	0.0%	まちづくり課
32	鳴門市いじめ問題等対策委員会	鳴門市附属機関設置条例	16.7%	16.7%	総合教育人権課 (教育支援室)
	鳴門市教育振興計画審議会	鳴門市附属機関設置条例	25.0%	4月1日現在 委員委嘱なし	学校教育課
	鳴門市農業委員会委員候補者評価委員会	鳴門市附属機関設置条例	0.0%	4月1日現在 委員委嘱なし	農林水産課
33	鳴門市男女共同参画推進審議会	鳴門市男女共同参画推進条例	60.0%	60.0%	人権推進課
第202条の3に基づく審議会(%)			25.8%	30.3%	

②地方自治法第 202 条の 3 以外に基づく審議会等

No.	審議会等の名称	設置根拠	R4年4月1日現在	R5年4月1日現在	担当課
			女性委員の割合 (%)	女性委員の割合 (%)	
1	鳴門市健康づくりの推進と地域の医療を守り育む協議会	鳴門市健康づくりの推進と地域の医療を守り育む協議会設置要綱	44.4%	36.8%	健康増進課
2	鳴門市明るい選挙推進協議会	鳴門市明るい選挙推進協議会規約	73.3%	73.3%	選挙管理委員会事務局
3	鳴門市視聴覚ライブラリー運営委員会	鳴門市視聴覚ライブラリー設置規則	37.5%	37.5%	総合教育人権課(教育支援室)
4	鳴門市農業振興地域整備促進協議会	鳴門市農業振興地域整備促進協議会規約	14.3%	14.3%	農林水産課
5	鳴門市農業関係資金推進会議	鳴門市農業関係資金推進会議設置運営要領	7.7%	7.7%	農林水産課
6	鳴門市経営生産対策推進会議	経営対策体制整備推進事業実施要綱	7.1%	14.3%	農林水産課
	共同調理場運営委員会	鳴門市学校給食共同調理場条例施行規則	40.0%	4月1日現在委員委嘱なし	教育総務課(鳴門市学校給食センター)
7	鳴門市スポーツ推進委員会	鳴門市スポーツ推進委員に関する規則	44.0%	44.0%	スポーツ課
8	鳴門パートナーシップDV対策会議	鳴門パートナーシップDV対策会議設置要綱	62.5%	56.3%	人権推進課
9	鳴門市要保護児童対策地域協議会	鳴門市要保護児童対策地域協議会運営要綱	32.4%	29.4%	人権推進課
10	鳴門市子育て世代包括支援推進協議会	鳴門市子育て世代包括支援推進協議会設置要綱	37.5%	43.8%	健康増進課
第202条の3以外に基づく審議会 (%)			37.1%	36.2%	
①+② 計 (%)			28.2%	31.7%	

II. 地方自治法第180条の5に基づく委員会等における女性委員の登用状況

地方自治法第180条の5

執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会は次のとおりである。

1. 教育委員会 2. 選挙管理委員会 3. 人事委員会または公平委員会
4. 監査委員 5. 農業委員会 6. 固定資産評価審査委員会

2023年（令和5年）4月1日現在

No.	委員会等	委員総数 [人]	うち女性 委員数 [人]	女性委員割合 [%]	担当課
1	教育委員会	4	1	25.0%	教育総務課
2	選挙管理委員会	4	1	25.0%	選挙管理委員会事務局
3	公平委員会	3	1	33.3%	総務課
4	監査委員	2	0	0.0%	監査委員事務局
5	農業委員会	20	5	25.0%	農林水産課
6	固定資産評価審査委員会	9	4	44.4%	総務課
計		42	12	28.6%	

（令和4年度の女性委員割合 27.9%）

III. 鳴門市職員役職別女性登用状況

2023年（令和5年）4月1日現在

*管理職総数 [人]	女性職員 [人]	女性比率 [%]
176	51	29.0%

*管理職・・・副課長級以上

（令和4年度の女性比率 28.4%）

階級別内訳

階級	職員数 [人]	女性職員 [人]	女性比率 [%]
部長級	23	2	8.7%
課長級	54	12	22.2%
副課長級	99	37	37.4%
係長級	177	65	36.7%
一般職員	206	110	53.4%
計	559	226	40.4%

9. 総括

本書では各課における令和4年度の事業評価について、副課長級24名で構成するワーキンググループ委員会にて、担当業務における男女共同参画の推進状況について検証したものを各基本目標別評価として統計化しました。その結果、計画どおり達成できた事業が全体の77.8%、ほぼ計画どおり達成できた事業が22.2%となっており、昨年度と比較すると計画どおり達成できた事業が13.6ポイント上昇しました。コロナ禍における事業の実施方法を模索しながら、本市は男女共同参画社会の実現に向け、全庁を挙げて着実にあゆみを進めてきたと言えます。

本市の審議会等における女性委員登用率においても昨年度より3.5ポイント上昇し、31.7%となりました。第2次計画の初年度である平成23年度の25.1%からは6.6ポイント上昇しましたが、目標の40%と比較すると依然低い状況にあり、長年の課題となっています。

令和3年3月に策定された「第3次鳴門市男女行動計画（以下「第3次計画」といいます。）」では、第2次計画で見えてきた継続的な課題や新たな課題を踏まえ、改めて「共に認め合い 支え合う 誰もが笑顔で輝けるまち なる」とを基本理念として掲げています。この基本理念の実現に向けて、国、県の動きや本市における社会的背景の変化や新たな課題を踏まえ、大きく3つの基本目標に基づき、9つの基本施策を設定しています。この9つの施策の中で、これまで実行してきた事業に対して現状に応じた見直しや新たな事業の追加など環境の変化に対応した個別の取組を推進しています。

令和4年度は、第3次計画の2年目となりましたが、少子高齢化の急速な進展により人口構造が大きく変化する中、豊かな市民生活や地域社会の持続的な発展のためには、多様な価値観を尊重し合い、すべての人の個性と能力が発揮される男女共同参画社会の実現が不可欠です。

技術革新等による社会状況の変化、新型コロナウイルス感染症の拡大がもたらした生活や働き方への影響など、男女共同参画を取り巻く社会情勢は、激動と不確実性の時代を迎えています。

本市は、活力ある男女共同参画社会の実現をめざして、市民や事業者、教育関係者、市民団体等多様な主体と協働し、地域の特性を踏まえた実効性ある施策を推進していきます。

今後とも、男女共同参画社会の実現に向け、市民一人ひとりが意識改革を進め、本行動計画に基づく様々な取組について一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。